

後期高齢者医療制度ってどんな制度ですか？

都道府県単位ですべての市町村が加入する「広域連合」が運営する新しい制度です。
今までは、自営業の方は国民健康保険、会社員は社会保険—というように異なる医療保険に加入して「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からこの制度に一本化します。

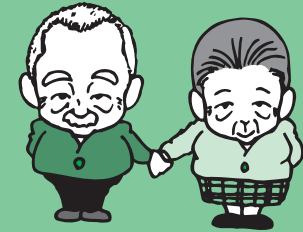
保険証は交付されますか？

新しい保険証が1人1枚交付されます。

対象者は今までと変わりますか？

変わりません。
75歳（一定の障害のある場合は65歳）以上の方全員が対象です。対象となるのは、誕生日当日からです。

保険料は？ ギモンにお答え！ 高額医療費は？



保険料はどうなりますか？

所得などに応じて決められた保険料を全員が納めます。
これまで社会保険などの被扶養者には保険料の負担はありませんでした。しかし、これからは被保険者一人ひとりが保険料を負担することになるので、被扶養者も保険料を納めていただくこととなります（ただし、2年間の5割軽減措置があります）。
保険料は原則として、年金から天引きされます。保険料の額は、これから岩手県後期高齢者医療広域連合が決定します。

高額医療費などは支給されますか？

今までの制度と同様、支給されます。今までの「高額医療費（1カ月に支払った医療費の自己負担額が一定の額を超えると、超えた分を申請により支給）」「高額介護保険サービス費（介護費用が高額になったとき、申請により支給）」は、今後も適用されます。加えて、1年間の医療と介護の自己負担額を合算して、限度額を超えた分の支給を受けられる制度が創設される予定です。

保険の自己負担額は？

今までの老人保健と変わりません。お医者さんにかかるときの自己負担額は、原則として1割負担、現役並みの所得者は3割負担です。

老人保健制度で医療を受けている方へ

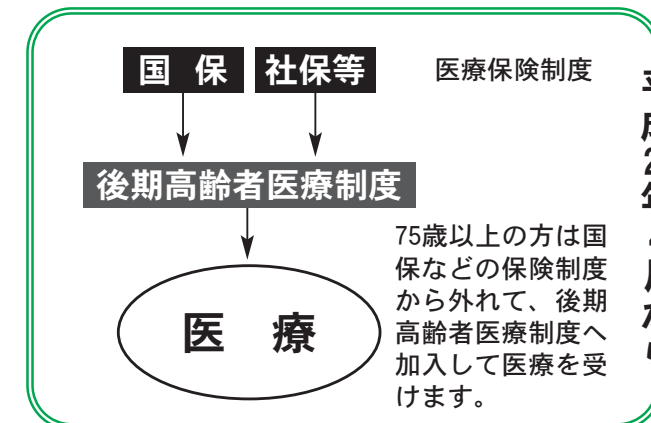
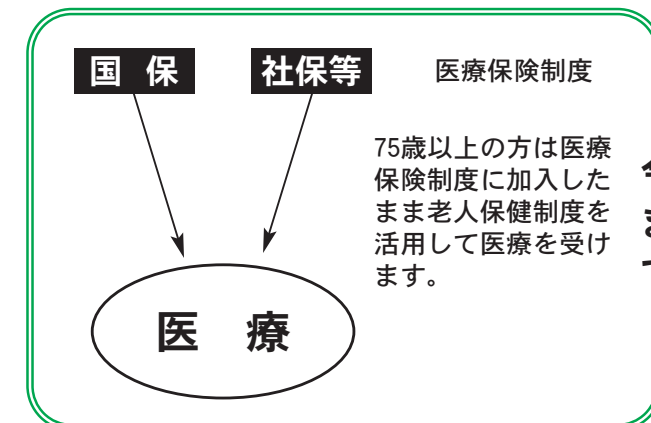
平成20年4月から

後期高齢者医療制度に変わります



高齢者が元気でいられるように
※写真はイメージです

これまで、75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の方は国民健康保険や社会保険などの医療保険制度に加入して「老人保健制度」で医療を受けていました。平成20年4月からは新たな「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになります。保険証や医療費が高額になった場合の取り扱いなどが変わりますので、その概要をお知らせします。



- 高額医療費…1カ月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えたとき、支給されます。
- 高額介護保険サービス費…介護費用が高額になったとき、介護保険から支給されます。

75歳以上の老人保健医療が後期高齢者医療制度に平成20年4月から運営
これまで75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の方を対象にしていた老人保健制度に変わり、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります。この制度の運営は、県内のすべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が行います。
今までの医療保険制度は、国民健康保険、社会保険などに加入し、老人保健制度で医療を受けていましたが、新

に独立した「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。
被保険者はすべて個人ごと高額医療費などに新制度
対象となる方は、これまでの制度と変わりませんが、後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を負担します。今まで保険料を支払っていなかった社会保険などの被扶養者も保険料を負担することになります。ただし、2年間に限り、5割軽減措置があります。保険料は原則と

して年金から天引きします。また、高額医療費と高額介護保険サービス費は今までどおり支給されますが、1年間の医療や介護の自己負担額の合算が限度額を超えると、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」が新しく創設される予定です。
医療費の負担は、原則1割負担で変わらず
病院で負担する自己負担額は老人保健と変わりません。原則として1割負担、現役並みの所得者は3割負担です。